

令和 7 年 5 月 12 日

関係団体・関係機関の長 様

長崎県福祉保健部長
(公 印 省 略)

令和 8 年度地域医療介護総合確保基金（医療分）にかかる
事業提案の募集について（依頼）

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本県の保健医療行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記基金事業につきましては、医療介護総合確保促進法により、県が地域の実情に応じ
て作成した計画（都道府県計画）に基づき、事業を実施することとなっています。

つきましては、令和 8 年度県計画（医療分）を策定するにあたり、関係団体及び関係機
関の皆様からご意見等を賜りたく、下記により事業をご提案いただきますよう、よろしく
お願い申し上げます。

※当該計画は、県内における医療の確保に関する事項を協議する長崎県保健医療対策協議
会等における意見聴取等を経て策定するため、ご提案の内容が採択されない場合があり
ますので予めご了承願います。

記

Ⅰ．地域医療介護総合確保基金（医療分）の内容

（Ⅰ）事業内容について

・対象事業の区分

柱Ⅰ-Ⅰ：病床の機能分化・連携のために必要な事業

柱Ⅰ-Ⅱ：病床数又は機能の変更のために必要な事業

柱Ⅱ：在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業

柱Ⅲ：医療従事者等の確保・養成のための事業

柱Ⅳ：勤務医の働き方改革の推進のための事業

・別添「令和 8 年度事業計画策定に向けた県方針」に示す内容に基づきご検討くださ
い。

また、これに限らず、国が示す標準事業例や本県が抱える具体的な地域の医療課題
の解決を図るための取り組みであれば対象とします。

・地域の医療課題の解決となり難いような個別の病院等のための事業については対象
外とします。（例：一般的な設備の導入や更新、人件費等）

・診療報酬や他の補助金等で措置されているものは対象外です。

〈参考〉

○厚生労働省ホームページにおいて制度の概要等が掲載されています。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713.html>)

○長崎県ホームページにおいて過去の県計画等を掲載しています。

(https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/iryo/iryoukousou_byoushoukinou/shinkikin/)

(2) 補助率について (予定)

①ソフト事業：原則 3 / 4 以内 (事業の性質や類似の補助事業等をもとに個別に判断)

(例：自院職員のみを対象とするような事業は 1 / 2)

②施設整備・設備整備：1 / 2 以内

2. 提出書類 【別添】 令和 8 年度地域医療介護総合確保基金 事業提案調査票

※本様式は長崎県ホームページよりダウンロードできます。

3. 提出方法 下記【提出先】までメールもしくは郵送でご提出ください。

① メール件名：(団体・機関名) 令和 8 年度地域医療介護総合確保基金【事業提案】

② メール本文：連絡先電話番号と担当者氏名を記載してください。

4. 提出期限 令和 7 年 6 月 6 日 (金) 締切

※継続事業分については上記の期限までに提出をお願いします。

なお、新規事業については令和 7 年 8 月 22 日 (金) (必着) とします。

5. 留意事項

(1) 募集は医療分についてのみです。

(2) 事業期間について

・事業期間は、原則 1 年間とします。

(3) 令和8年度地域医療介護総合確保基金（医療分）のスケジュール（予定）

5月	日～	事業提案募集
6月	6日	継続事業提出期限
8月	22日	最終提出期限
		提案事業の精査・調整
9月中旬		関係団体等とのワーキンググループにおける検討（1回目）
10月下旬		関係団体等とのワーキンググループにおける検討（2回目）
		県における予算編成作業等
来年2月以降		保健医療対策協議会等における意見聴取等
		県議会における予算審議等
		計画（案）策定、国へ提出（国のヒアリング等）
		国からの内示、必要に応じて計画修正
		計画（正式）策定、国へ提出

※今後の国の動向等を踏まえ変更する場合があります。

(4) これまで都道府県計画に単年度事業として計上している事業の継続分についても提出が必要になります。（最新の内容により提出をお願いするものです。）

※継続分については令和7年6月6日（金）の締切までに提出をお願いします。

(5) ご提案の内容が採択された場合においても、事業費の調整を行うことがあります。

(6) 事業を検討・応募する場合には、提出前に関係課へご相談ください。

（関係課が不明の場合は、医療政策課医療企画班まで）

・医療政策課	医療企画班	095-895-2462
	地域医療班	095-895-2461
	がん・疾病対策班	095-895-2467
・医療人材対策室	医師確保推進班	095-895-2421
	看護師確保推進班	095-895-2423
・薬務行政室		095-895-2469
・長寿社会課		095-895-2431
・障害福祉課		095-895-2451

【提出先】〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県福祉保健部医療政策課 医療企画班 担当：田本

TEL：095-895-2462 E-mail：s040308@pref.nagasaki.lg.jp

（メールでの提出（送信）時は、受信確認のため電話連絡をお願いします。）